

令和5年度

第2回 堺市アスベスト対策推進本部会議

令和6年1月30日 堺市アスベスト対策推進本部



次 第

- 1 報告事項…令和5年度の取組について
- 2 審議事項…堺市アスベスト対策取組方針の改定について



1 報告事項…令和5年度の取組について

令和5年度の取組一覧(1/2)



		令和5年度 当初予定										
									重点	進捗状況	部会	
	■建築物の解体等に対する局連携による監視・ 指導の実施(通年)	令和4年度から継続して実施									継続して実施	
飛散対策			H29	H30	R1	R2	R3	R4			※実績値はR6年度第1回本部会議で報告	
		現場確認数	891	1,131	1,134	885	1,023	1,131	<u> </u>	ļ		
	■吹付けアスベストの含	令和4年度	から継続	続して実	施						継続して実施	飛
	有調査及び除去工事へ	△ ナ-国本 /止4	H3	-	R1	R2	R3	R4			終続して実施 ※実績値はR6年度第1回本部会議で報告	
	の補助	含有調查·件数 除去工事·件数			0	0	0 1	2	1			
	■災害時のアスベスト飛 散防止に向けた取組	・情報収集、発信体制を構築 ・建築物所有者が対応しない場合の代行措置の検討 ・資機材準備の実施								レ	●堺市災害時アスベスト飛散防止事務対応手順書の作成 「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル(素案)」に 基づく対応を行う場合の課題について、実践的に解決す	策部会
	■建築物のアスベスト含 有建材使用状況データの 集約・整理	・災害時のデータ提供方法を構築 ・データ確度を向上									をうくないできょうがらい辞述について、失成のに解決する対応を検討、整理し、事務対応手順としてまとめた	
市有建築物	■レベル2建材対策	・建材の損傷、劣化等を漏れなく補足できるよう「みなし含有」としての点検強化に取り組む ・レベル2建材の使用(の可能性がある)部位のうち飛散り スクの高い部位の把握に取り組む		レ		●レベル2建材が集中する機械室、煙突を全施設で調査・把握し、共用データベースに記録(7~9月)●「みなし含有」による点検管理方法を研修で周知し、各局による点検を9月までに完了 ※資料2参照	市有建築					
	■点検・管理マニュアルの 充実	R4年度に構築した「共用データベース」、改定した「点検・ 管理マニュアル」に基づくアスベスト含有建材の点検・管理 ルールを庁内に定着させる								レ	●法改正やレベル2建材への対応を踏まえ、「点検管理マニュアル」を改定、また庁内研修で周知(7月)●共用データベースを運用し、ルールに基づき全施設の定期点検等を完了(7~9月)	物対
	■アスベスト情報の庁内 統一した管理方法の構築											策部会

令和5年度の取組一覧(2/2)



		令和5年度 当初予定				
				重点	進捗状況	会
健康対策	■石綿検診及び受診勧 奨の広報	・環境省から「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施 ・市ホームページ、広報さかい、「肺がん・結核検診」会場でのチラシ配架等により受診を勧奨			継続して実施	健康
	■検診受診者の健康管理の支援	検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布し、自主的、継続的な健康管理を支援			継続して実施	対 策 部
	■「石綿健康被害救済 制度」の周知	(独)環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」に ついて、市ホームページ、広報さかいにより広報周知			継続して実施	会
啓発·研修	■市民、事業者等に向け た制度周知	・市民、事業者向けの講習会を継続実施 ・市ホームページについて、必要な情報にアクセスしやすいよう リニューアルする		レ	●より高い周知効果を検討し、講習会を関係団体へのチラシ配布、会報誌への記事掲載など、ネットワークを活用した情報発信に切り替えて制度周知を実施(7月) ●取組目的に沿って市ホームページをリニューアル(7月)	啓発
	■市有建築物管理者向 けの点検・管理に関する 研修	R4年度に構築した新たなルールの定着化を目的とし、共用 データベース運用後の検証課題への対応や、レベル2建材の 調査について研修を実施する		レ	●新ルール運用後の問い合わせ内容を踏まえた共用データベースの運用、定期点検の説明のほか、法改正内容及びレベル2建材調査に関する研修を実施(7月)	研修
	■技術職員研修	R4年度研修に続くものとして、内容を検討のうえ実施し、対 象職員(技術職員)の技術力向上をめざす	レ	レ	●施設管理を主要業務とする職員の技術力向上を目的 とし、技術職員向けの研修を1月12日実施済	部会
	■学校教育	・がん教育の一環として指導資料を用いて小学6年生と中学 2年生にアスベスト教育を実施			継続して実施	

【資料1】 災害時のアスベスト飛散防止について



段階	堺市災害	時アス	ベスト飛散防止マニュアル	対策具体化の課題			
			実施事項				
	1 平常時における準備	1-1	アスベスト使用建築物等の把握	・アスベスト台帳の整理 ・データマッピング等、災害時のデータ提供への備え ・指定避難所のアスベスト情報の整理			
平 常		: '	アスベスト飛散・ばく露防止体制 の整備	・市民等への注意喚起の方法と体制の構築・建築物所有者への災害時対応の周知			
時		. – – .	応急対応に必要な資機材の確 保	・調査等従事者に必要なマスク、防護服等の準備 ・露出アスベストの養生等に必要な養生シート等の準備			
		1-4	災害時タイムスケジュールの作成	・BCPの修正、対策業務の追加			
初動 対応	2 注意喚起	: -	初動対応者、住民等への注意喚 起	・災害対応職員への情報提供手法の策定・市民等への情報発信方法の策定			
応 急	3 アスベスト 露出等の把 握	3	アスベスト露出状況等の把握	・アスベスト露出通報の集約体制の構築 ・被害情報とアスベスト台帳による注意個所の特定 ・確認調査・対策指示体制の構築 ・協定団体への協力要請手順の確立 ・所有者への対策依頼の手法の構築			
対 応	4 応急の飛 散・ばく露対	4-1	飛散・ばく露防止の応急措置	・所有者への助言方法の構築 ・市による代行措置の体制構築			
	策	:	廃棄物中の吹付けアスベスト等 の回収	・廃棄物からのアスベスト含有建材の分別指導 ・現場での保管方法の周知			
	5 調査・届 出・解体工事	5-1	事前調査、作業計画	・工事施工者による立ち入り可・不可の判断方法の構築			
佑		5-2	解体工事	・注意解体の方法周知と散水等の確認方法の構築			
・復興	6 収集·運搬	6	収集・運搬における飛散防止				
	7 一時保管	7-1 :	 分別・保管方法				
		7-2 ·	一時保管における飛散防止	・堺市災害廃棄物処理計画との関係整理			
		7-3	仮置場での管理状況の確認				
	8 中間処理・ 最終処分	8	中間処理・最終処分				

■令和5年度の取組及び今後の対応

- ○各課題に対する実践的な対応を検討、整理し、その内容を事務対応手順書としてまとめている
- ○今後、図上訓練等による検証結果を反映し、同手順書を完成させ、R6年度内に「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル(素案)」を本案化する

堺市災害時アスベスト飛散防止事務対応手順書

第1章 総則

第2章 平常時における準備

- ○アスベスト使用建築物の把握と情報整理
- ○災害時体制の整備
- ○必要な資機材の確保

第3章 災害発生時の応急対応

- ○倒壊・損壊等の情報収集
- ○初動対応者、住民への暴露防止の注意喚起
- ○吹付けアスベスト露出状況等の調査確認
- ○飛散防止の応急措置

第4章 解体等におけるアスベストの飛散防止

- ○災害対応手順の法的整理
- ○損壊建築物の立入可否の判断
- ○注意解体としての作業計画について

第5章 自治体による一次保管

- ○堺市災害廃棄物処理計画との関連整理
- ○市民仮置場における対策項目
- ○一次仮置場における対策項目

【資料2】レベル2建材(機械室・煙突)の調査結果について



1 調査内容·結果

○ レベル2建材の管理強化を目的とし、施設管理者がアスベスト担当と連携して、ボイラー等熱源設備のある機械室・煙突の有無を調査

	調査対象		調査対象外		
施設総数	施設	うち機械室 有	うち煙突有	施設 (※)	
3,707	2,977	128	28	730	

※建築年月日が平成19年4月1日以降の施設 (「アスベスト使用なし」と管理している施設)

- 機械室・煙突の調査に伴い、施設管理者は点検等を実施
 - ・各施設の損傷・劣化等の有無の点検
 - ・共用データベースのレベル2建材追加項目に対応経過を記録

2 調査の考察

- 点検を通じて施設管理者から寄せられた損傷、劣化等に関する相談について、アスベスト担当と双方向で確認した結果、現 時点で対処が必要な事例がないことを確認した
- 管理方法に関する相談も多く、今後の施設管理者研修等で伝達すべき項目が抽出された
- 以上のことから、ボイラー等熱源設備のある機械室・煙突を調査により特定・把握し、重要な点検個所として位置づけたことにより、レベル2建材の適切な管理に繋げる下地ができたと考えている

3 今後の対応

- 共用データベース、点検管理マニュアルに基づくレベル2建材の管理ルール定着化に取り組む
- 調査を通じて寄せられた相談を分析し、施設管理者が必要とする管理方法の説明等を、施設管理者研修等で重点的に説明する



2 審議事項…堺市アスベスト対策取組方針の改定について

堺市アスベスト対策取組方針の改定について



1 改定の考え方

- (1) アスベストを取り巻く社会情勢を踏まえること(関係法令の改正等)
- (2) 堺市における事件、不祥事案の問題における教訓を継承し、不適切な対応・体制から脱却すること
- (3) 対策に関係するそれぞれの者に必要な姿勢(役割)を示すこと
- (4) 取組内容は、これまでの取組評価のもとに設定すること
- (5) 推進体制を示すこと

2 新旧対照

現取組方針	改定案					
		「改定の考え方」 該当項目	改定した内容			
第1章 総則 1 方針策定の背景と目的	第1章 はじめに	(1)~(5)	基本的なアスベスト対策の視点に加え、本市における不祥事案等の 教訓継承の重要性に鑑みて改定する考え方を記載した			
	第2章 関係者に求められること	(3)	建築物所有者・工事施工者・市民・市それぞれの役割を新たに記 した			
2 取組方針	第3章 取組方針					
	○アスベスト対策の取組項目整理	(1)	求められる取組の分野は、これまでの国の取組の結果を踏まえたもの であることを改めて整理した			
	○中央環境審議会の検討課題	(1)	堺市の役割を再確認するため、国における現在の検討項目を新たに 示した			
	○取組方針	(1)~(5)	取組の目的を適切に分類し、かつ改定の考え方を網羅した方針として新たに設定した			
第2章 堺市におけるアスベスト対策	第4章 取組内容		これまでの取組の評価を明確に示し、その評価を踏まえた取組内容で			
1飛散対策 2健康対策 3普及啓発 4調査管理	○取組方針(1)~(5)に基づく取組内容	(4)	あることを示した			
	第5章 推進体制		新たに推進体制を示すと同時に、常に最適な推進体制へのブラッシュ アップが必要である旨を記載した			

堺市アスベスト対策取組方針の改定について



3 取組方針

アスベストが使用された建築物の解体が今後ピークを迎える(2030年頃)中、アスベスト対策を形骸化させることなく、本市に求められる役割を果たすために必要な事項を、以下の取組方針として位置づけ

- 1. 建築物等のアスベスト含有建材の損傷、劣化等によるアスベストの飛散を防止するため、建築物等の 所有者や管理者に対し建築物等の健全な管理を促進し、解体工事等においては法令遵守されるよう 監視指導する【環境局】【建築都市局】
- 2. 災害による建物倒壊等からのアスベスト飛散に備え、平時及び災害時の対策を推進する 【環境局】
- 3. 今なお増加するアスベスト疾患患者に対し、国の支援制度等の周知や石綿検診の受診勧奨等に取り組み、 健康支援を推進する【健康福祉局】
- 4. 市有建築物について、アスベスト対策が確実に行われるよう庁内統一ルールに基づく対策を徹底する 【環境局・建築都市局・建設局・教育委員会・上下水道局をはじめ全局】
- 5. 方針1~4の取組を進めるために必要な啓発(情報発信)・研修を行う 【環境局をはじめ関係局】

堺市アスベスト対策取組方針の改定について



4 取組内容

【取組内容1】建築物等の所有者等への関係法令遵守の監視指導

- 計画的な監視指導
- 吹付けアスベスト除去補助
- 建築物所有者等への適正管理の啓発

【取組内容2】 災害に備えた平時及び災害時の対策の推進

- アスベスト使用状況の把握
- 災害時アスベスト飛散防止マニュアルに基づく対策の具体化
- 建築物所有者等への啓発

【取組内容3】 アスベスト疾患患者に対する健康支援

● 健康支援の推進

【取組内容4】 市有建築物に対する庁内統一ルールに基づく対策の徹底

● 庁内統一ルールによる適正管理の推進

【取組内容5】 啓発・研修の実施

● 対象者に応じた制度等の周知啓発